

平成 29 年度

北海道科学大学保健医療学部  
看護学科  
臨地実習要綱

北海道科学大学 保健医療学部 看護学科



## 目 次

I. 北海道科学大学保健医療学部の教育目標	1
II. 看護学科の教育目的および教育目標	2
III. 教育課程表	3
IV. 臨地実習の教育目的および教育目標	5
V. 実習科目および実習計画、単位認定	5
VI. 臨地実習で遵守すべき法令、指針(ガイドライン)および実習誓約書について	11
VII. 実習上の諸注意	12
VIII. 安全対策について	13
IX. 個人情報保護について	17
様式看一 1. 実習に関する誓約書	20
様式看一 2. 事故報告書(学生用)	21
様式看一 3. 事故対応報告書(教員用)	22
様式看一 4. 臨地実習説明書	23
様式看一 5. 臨地実習同意書	24

## I. 北海道科学大学保健医療学部の教育目標

### 1. 看護学科ディプロマポリシー

看護学科は、本学の教育理念である「ヒューマニティとテクノロジーの融合」を中心に据え、「保健衛生学分野と工学分野に関する専門的な教育研究活動を通じて、地域社会に貢献する医療関連人材の育成」を目指す。あわせて、地域における高等教育機関としての使命を果たす学部の教育課程が定める授業科目を履修し、別に定められた卒業要件を満たした学生に「学士」の学位を授与する。これによって、卒業生には、以下の能力・知識・態度が身につけていることを保証する。

#### 1) 知識・理解

- (1) 看護学の基本となる知識を修得し、看護における基礎と応用に関わる知識を理解する能力。あわせて看護学専門科目を通して社会における諸問題解決のための必要な知識・基本的ルール・スキル。
- (2) 看護師としての基本的かつ広範な世界に通用するリベラルアーツ。

#### 2) 汎用的技能

- (1) 日本語および基本的な英語における基盤となる技能（読む、書く、聞く、話す）が相互に作用し、日常場面、職場、研究の場において必要なコミュニケーション能力。
- (2) 情報処理やコンピュータの利用に関してこれを適切かつ効果的に活用し情報の収集や収集した情報の整理を効率的に行い、自分の考えや成果物を正確に伝える能力。さらに看護師として必要な数理基礎と診療・治療への応用の知識を修得し、思考・推論・創造する能力と自己学習力（意欲）。

#### 3) 態度・志向性

- (1) 保健医療における診断・診療・医療の安全管理などの諸問題に対して、看護学の目的と知識・技能を駆使して、他の医療技術者とチームを組み解決策を協働しながら創出し成果を得る能力。
- (2) 地域、国土、自然そして生活や文化などにも精通したグローバルな倫理観を持って判断・行動できる能力。
- (3) 看護に必要な知識から知恵へと転換できるように、受身教育から自らが学ぶ能動教育を通して自らが生涯考え行動する能力。

#### 4) 統合的な学習経験と創造的思考力

将来看護師として必要な専門分野を統合・発展させ、より安全で高度な医療を提供するための分析能力、統合化能力、協働能力および表現力。

## II. 看護学科の教育目的および教育目標

### 1. 教育目的

看護学科は、看護師として必要な知識および技術と態度を体得し、卒業直後から指導助言のもと看護実践ができる能力を付与するとともに、看護学研究に関する思考力と創造性を有し、看護学の進歩に即応しつつ、将来的に高度な知識や技術を有した看護師となる基礎を培うことにより、地域の保健・医療・福祉の向上に貢献する。

### 2. 教育目標

#### 1) 1年次

看護学の学習にとって基盤となる能力を養うために、日本語表現法、英語、基礎数学や社会の理解、人間の理解などの基本教育科目を学習する。専門基礎科目としては、解剖生理学、病理学、病態学、疾病治療論などを学び、人体の構造と機能の理解および主要疾患の成因・病態・診断・治療に関する臨床で活用できる能力を養う。看護学では、看護の基本として看護学概論や看護学基礎技術論などの学習が始まり、講義・演習により看護の基盤となる知識・技術・態度について実践的な能力を養う。

#### 2) 2年次

成人・老年・小児・母性・精神・在宅看護学の授業が始まり、看護学の中核をなす科目が開講される。各専門領域の対象論・方法論を講義・演習により具体的に学習する。基礎看護学では、臨地実習により初めて看護の対象と出会い、学内で学んだ既習の知識と技術を統合し看護の基礎となる実践力を養う。

#### 3) 3年次

前期に各看護領域の援助技術論を演習により具体的に学習し、後期には、専門領域の病院・施設などの臨地実習が始まる。あらゆる発達段階や健康レベル、さらに多様な地域に暮らす対象とその家族に対して科学的根拠に基づいた看護の基礎的な実践能力を養う。

また、他の医療関係職種と連携・協働し、チームの医療の中で看護師としての役割を果たすことを学ぶ。

#### 4) 4年次

前期には、成人・在宅看護学実習に続き看護総合実習により3年間の看護学の学習成果を統合し、看護が科学的理論と哲学を融合した実践的・科学的な学問であることを学ぶ。

また、通年にわたる卒業研究では、看護学研究に関する思考力と創造性を養い、最新の知識や技術を自ら学び続け高度な専門性を有した看護師となる基礎を培う。





#### IV. 臨地実習の教育目的および教育目標

##### 1. 実習目的

学内で学んだ既習の知識と技術を統合し、あらゆる発達段階や健康レベル、さらに多様な地域に暮らす対象者とその家族に対して科学的根拠に基づいた看護の基礎的な実践能力を養うことを目的とする。また、同時にこの実践の看護場面を通して、看護が科学的理論と哲学を融合した実践的・学際的な学問であることを学ぶ。

##### 2. 実習目標

- 1) 対象者を全人的に捉え、総合的に理解するためのコミュニケーションができる実践能力を養う。
- 2) 対象者とその家族に対し、相互的・援助的な人間関係を形成することのできる実践能力を養う。
- 3) 個人の発達段階や健康レベルに応じた看護過程の展開を通して、対象者の健康問題や課題を明確にし、その解決の方策を科学的に思考する実践能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づき、安全性、安楽性、効果性のある看護を提供できる実践能力を養う。
- 5) チーム医療における看護の役割を認識し、他職種と連携をとるためのコラボレーション能力を養う。
- 6) ヘルステクノロジーや情報テクノロジーを安全に活用する基礎的な実践能力を養う。
- 7) ヘルスケアに必要な社会資源において、多様な地域の特徴とその活用を理解し、ヘルスケアシステムにおける看護の機能と役割を実践的に学ぶ。
- 8) 看護の専門性について学び、看護をより専門的・具体的に探求する姿勢と態度を学ぶ。

#### V. 実習科目および実習計画、単位認定

##### 1. 実習科目、開講時期および単位数

- |             |         |     |
|-------------|---------|-----|
| 1) 基礎看護学実習Ⅰ | (1年生後期) | 1単位 |
| 2) 基礎看護学実習Ⅱ | (2年生前期) | 2単位 |
| 3) 老年看護学実習Ⅰ | (2年生後期) | 1単位 |
| 4) 老年看護学実習Ⅱ | (3年生後期) | 3単位 |
| 5) 成人看護学実習Ⅰ | (3年生後期) | 3単位 |
| 6) 小児看護学実習  | (3年生後期) | 2単位 |
| 7) 母性看護学実習  | (3年生後期) | 2単位 |
| 8) 精神看護学実習  | (3年生後期) | 2単位 |
| 9) 成人看護学実習Ⅱ | (4年生前期) | 3単位 |
| 10) 在宅看護学実習 | (4年生前期) | 2単位 |
| 11) 看護総合実習  | (4年生前期) | 2単位 |

##### 2. 実習予定表

看護学科臨地実習は、1年生で基礎看護学実習Ⅰ、2年生で基礎看護学実習Ⅱ・老年看護学実習Ⅰ、3年生で成人看護学実習Ⅰ・小児看護学実習・母性看護学実習・精神看護学実習、4年生で成人看護学実習Ⅱ、在宅看護学実習、看護総合実習が展開される(表1参照)。



表 1 看護学科臨地実習予定表

月	週	1年次	2年次	3年次				4年次		
4	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
5	6							成人Ⅱ 4クール 3週間	在宅 4クール 2週間	
	7									
	8									
	9									
	10									
6	11									
	12									
	13									
	14									
7	15									
	16									
	17		基礎Ⅱ 2クール 2週間							
	18									
	19									
8	20							総合 3クール 2週間		
	21									
	22									
	23				小児 1クール 1週間					
9	24		老年Ⅱ 4クール 3週間	母性 15クール 1週間	小児 15クール 1週間	成人Ⅰ 4クール 3週間	精神 5クール 2週間			
	25									
	26									
	27									
10	28									
	29									
	30									
	31									
	32									
11	33									
	34									
	35									
	36									
12	37									
	38									
	39				母性 1クール 1週間					
	40									
1	41									
	42		老年Ⅰ 3クール 1週間							
	43									
	44									
2	45	基礎Ⅰ 1クール 1週間								
	46									
	47									
	48									
3	49									
	50									
	51									
	52									
	53									

※平成 29 年 2 月現在

### 3. 実習施設

実習施設は、実習科目ごとに指定されている（表2参照）。

表2 実習施設一覧

実習科目：基礎看護学実習Ⅰ		
実習施設名	所在地	電話番号
医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田1条12丁目1-40	011-681-8111
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	小樽市築港10番1	0134-25-4321

実習科目：基礎看護学実習Ⅱ		
実習施設名	所在地	電話番号
公益社団法人 北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院	札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1	011-782-9111
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	小樽市築港10番1	0134-25-4321

実習科目：老年看護学実習Ⅰ		
実習施設名	所在地	電話番号
医療法人北翔会 介護老人保健施設 清田北翔館 まいあの里	札幌市清田区里塚2条4丁目2-53	011-885-6540
医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館 そとこと	札幌市北区屯田9条3丁目3-2	011-773-7200
医療法人 晴生会 介護老人保健施設 サンビオーズ新琴似	札幌市北区新琴似2条5丁目1-1	011-763-9300

実習科目：老年看護学実習Ⅱ		
実習施設名	所在地	電話番号
医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館 そとこと	札幌市北区屯田9条3丁目3-2	011-773-7200
医療法人北翔会 介護老人保健施設 清田北翔館 まいあの里	札幌市清田区里塚2条4丁目2-53	011-885-6540
社会福祉法人愛全会 高齢者総合福祉施設 サン・グレイス	札幌市南区川沿13条3丁目5番1号	011-571-6000
一般財団法人 札幌同交会病院	札幌市中央区南2条西19-291	011-611-9131
医療法人 晴生会 介護老人保健施設 サンビオーズ新琴似	札幌市北区新琴似2条5丁目1-1	011-763-9300

実習科目：成人看護学実習Ⅰ		
実習施設名	所在地	電話番号
社会医療法人社団愛心館 愛心メモリアル病院	札幌市東区北27条東1丁目1-15	011-752-3535
NTT 東日本札幌病院	札幌市中央区南1条西15丁目	011-623-7000
市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	011-726-2211
社会医療法人孝仁会 北海道大野記念病院	札幌市西区宮の沢2条1丁目16番1号	011-665-0020
医療法人秀友会 札幌秀友会病院	札幌市手稲区新発寒5条6丁目2番1号	011-685-3333

実習科目：小児看護学実習		
実習施設名	所在地	電話番号
社会福祉法人 北翔会 医療福祉センター 札幌あゆみの園	札幌市白石区川北 2254-1	011-879-5555
社会福祉法人 札幌緑花会 療養介護・医療型障害児入所施設 大倉山学院	小樽市見晴町 20 番 2 号	0134-62-2510
JA 北海道厚生連 帯広厚生病院	帯広市西 6 条南 8 丁目 1 番地	0155-24-4161
独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター	札幌市西区山の手 5 条 7 丁目 1 番 1 号	011-611-8111
医療法人 溪仁会 手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田 1 条 12 丁目 1-40	011-681-8111
学校法人 聖主学園 山王幼稚園	札幌市手稲区曙 9 条 1 丁目 9-15	011-683-2877
学校法人 三浦学園 さわらび幼稚園	札幌市手稲区曙 5 条 2 丁目 7 番 10 号	011-681-5377
前田幼稚園	札幌市手稲区手稲前田 555-3	011-682-1181
学校法人 角谷学園 富丘つくし幼稚園	札幌市手稲区富丘 2 条 4 丁目 7-6	011-682-1153

実習科目：母性看護学実習		
実習施設名	所在地	電話番号
江別市立病院	江別市若草町 6 番地	011-382-5151
医療法人 徳洲会 札幌徳洲会病院	札幌市厚別区大谷地東 1 丁目 1-1	011-890-1110
JA 北海道厚生連 帯広厚生病院	帯広市西 6 条南 8 丁目 1 番地	0155-24-4161
市立札幌病院	札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1	011-726-2211
社会医療法人 母恋 天使病院	札幌市東区北 12 条東 3 丁目 1-1	011-711-0101

実習科目：精神看護学実習		
実習施設名	所在地	電話番号
医療法人 社団 同仁会 長野病院	札幌市白石区中央 3 条 5 丁目 4-30	011-861-1037
医療法人 社団 五風会 さっぽろ香雪病院	札幌市清田区真栄 319 番地	011-884-6878
(特定) 医療法人 社団 林下病院	札幌市南区澄川 4 条 5 丁目 9 番 38 号	011-821-6155
医療法人 社団 五稜会病院	札幌市北区篠路 9 条 6 丁目 2-3	011-771-5660
医療法人 社団 大蔵会 札幌佐藤病院	札幌市東区伏古 2 条 4 丁目 10 番 15 号	011-781-5511
特定医療法人 朋友会 石金病院	札幌市北区新川 714 番地 2	011-762-4111

実習科目：成人看護学実習Ⅱ		
実習施設名	所在地	電話番号
医療法人 秀友会 札幌秀友会病院	札幌市手稲区新発寒 5 条 6 丁目 2 番 1 号	011-685-3333
社会医療法人 孝仁会 札幌第一病院	札幌市西区二十四軒 4 条 3 丁目 4-26	011-611-6201
医療法人 同仁会 千歳第一病院	千歳市東雲町 1 丁目 11 番地	0123-23-4111
一般財団法人 札幌同交会病院	札幌市中央区南 2 条西 19-291	011-611-9131
社会医療法人 ピエタ会 石狩病院	石狩市花川北 3 条 3 丁目 6 番地 1	0133-74-8611
医療法人 社団 研仁会 北海道脳神経外科記念病院	札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 1-20	011-717-2131
医療法人 札幌麻生脳神経外科病院	札幌市東区北 22 条東 1 丁目 1-40	011-731-2321
社会医療法人 社団 愛心館 愛心メモリアル病院	札幌市東区北 27 条東 1 丁目 1-15	011-752-3535

実習科目：在宅看護学実習		
実習施設名	所在地	電話番号
医療法人秀友会 訪問看護ステーションふじ	札幌市西区発寒14条12丁目2番22号	011-666-2261
ジャパンケア札幌星置	札幌市手稲区星置1条4丁目2-29	011-691-3355
ジャパンケア札幌菊水	札幌市白石区菊水3条4丁目2-7 樋口ビル1F	011-812-6041
一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 札幌白石訪問看護ステーション	札幌市白石区北郷2条4丁目3番5号 北郷メディカル4階	011-879-3334
一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 当別訪問看護ステーション	石狩郡当別町錦町55番地9JRドローミー 当別1階	0133-25-2150
社会福祉法人 札幌東勤労者医療福祉協会 勤医協札幌ひがし訪問看護ステーション	札幌市東区東苗穂5条1丁目11番1号	011-785-0078
社会福祉法人 札幌東勤労者医療福祉協会 勤医協札幌ひがし訪問看護ステーション しのろサブステーション	札幌市北区篠路6条1丁目1-1	011-774-1298
社会福祉法人 札幌東勤労者医療福祉協会 勤医協北32条訪問看護ステーション きたサブステーション	札幌市北区新琴似10条2丁目4	011-769-3733
社会福祉法人 札幌東勤労者医療福祉協会 勤医協札幌ひがし訪問看護ステーション にしサブステーション	札幌市西区西町北19丁目1-5	011-667-1226
社会福祉法人 札幌東勤労者医療福祉協会 勤医協新発寒訪問看護ステーション	札幌市手稲区新発寒6条3丁目9-3	011-699-1515
株式会社 北海道勤労者在宅医療福祉協会 勤医協きくすい訪問看護ステーション	札幌市白石区菊水4条1丁目9番1号	011-820-1262
株式会社 北海道勤労者在宅医療福祉協会 勤医協柏ヶ丘訪問看護ステーション	札幌市白石区本通7丁目北2-16	011-846-1294
社会福祉法人 札幌南勤労者医療福祉協会 つきさむ訪問看護ステーション	札幌市豊平区平岸6条12丁目9番25号	011-820-4035
社会福祉法人 札幌南勤労者医療福祉協会 勤医協訪問看護ステーションもなみの里	札幌市南区石山1条1丁目12番15号	011-588-2702
社会法人社団 愛心館 訪問看護ステーション しろくま	札幌市西区二十四軒1条4丁目2-35 アリコンビル3階	011-623-4693

実習科目：看護総合実習		
実習施設名	所在地	電話番号
社会福祉法人 札幌緑花会 大倉山学院	小樽市見晴町 20 番 2 号	0134-62-2510
医療法人 北祐会 北祐会神経内科病院	札幌市西区二十四軒 2 条 2 丁目 4-30	011-631-1161
医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館 そとこと	札幌市北区屯田 9 条 3 丁目 3-2	011-773-7200
医療法人北翔会 介護老人保健施設 清田北翔館 まいあの里	札幌市清田区里塚 2 条 4 丁目 2-53	011-885-6540
医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田 1 条 12 丁目 1-40	011-681-8111
社会医療法人孝仁会 北海道大野記念病院	札幌市西区宮の沢 2 条 1 丁目 16 番 1 号	011-665-0020
社会医療法人 北楡会 札幌北楡病院	札幌市白石区東札幌 6 条 6 丁目 5 番 1 号	011-865-0111
社会医療法人 ピエタ会 石狩病院	石狩市花川北 3 条 3 丁目 6 番地 1	0133-74-8611
医療法人 札幌麻生脳神経外科病院	札幌市東区北 22 条東 1 丁目 1-40	011-731-2321
医療法人 萬田記念病院	札幌市中央区南 2 条西 1 丁目 1 番	011-231-4032
医療法人 稲生会 訪問看護ステーション くまさんの手	札幌市手稲区前田 1 条 12 丁目 357 番地 22	011-685-2799
社会福祉法人ろうふく会 札幌市大通夜間保育園	札幌市中央区大通東 4 丁目 5 番地 1	011-222-6112
社会福祉法人 札幌みどり福祉会 前田中央保育園	札幌市手稲区前田 8 条 12 丁目 5 番 1 号	011-681-0010
社会福祉法人 札幌みどり福祉会 あかつき山口保育園	札幌市手稲区曙 11 条 1 丁目 3 番 30 号	011-682-2472
札幌 円山 ユキコカンガルー助産院	札幌市南 1 条西 23 丁目 1-33 北勝ビルヂング 2F	090-1775-5592
就労移行支援事業所 ホワイトストーン	札幌市白石区本郷通 6 丁目南 2-1 リラハイツ本郷通 1F	011-867-0755
医療法人 林下病院 多機能型就労支援事業所 ハピネスロード	札幌市南区澄川 4 条 3 丁目 5-13 ウエルス澄川 2F	011-826-6135
特定医療法人朋友会 石金病院	北海道札幌市北区新川 714 番地 2	011-762-4111
札幌市手稲区第 1 地域包括支援センター	札幌市手稲区前田 4 条 10 丁目	011-695-8000
札幌市手稲区第 2 地域包括支援センター	札幌市手稲区曙 5 条 2 丁目	011-686-7000
社会法人社団 愛心館 来夢ライン 訪問看護ステーション	札幌市北区あいの里 2 条 1 丁目 20-1	011-776-3071
社会法人社団 愛心館 訪問看護ステーション しろくま	札幌市西区二十四軒 1 条 4 丁目 2-35 アリコンビル 3 階	011-623-4693

※ 上記実習施設は、変更する可能性がある。

#### 4. 履修条件

- 1) 基礎看護学実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅰの単位を修得していることとする。
- 2) 2年生後期以降のすべての実習は、基礎看護学実習Ⅱの単位を修得していることとする。

#### 5. 単位認定

##### 1) 単位認定の条件

単位の認定は、各実習科目の科目責任者が行う。

- \* 実習科目の出席時間数が当該科目の時間数の3分の2以上なければならない。
- \* 実習科目の評価基準を満たしていること。

##### 2) 出席時間数不足の対応

私事の理由による場合は、補習実習は行わない。ただし以下の場合は、届け出のあった日数のみ、実習科目が開講している学期内における補習実習の検討の対象とする。実習施設の都合で補習実習を行えない場合は、次年度以降の再履修の対象とする。

- (1) 学校において予防すべき感染症による欠席  
医師が発行した診断書（診断名、期間）を提出する。
- (2) 健康上の理由による欠席  
医師が発行した診断書（診断名、期間）を提出する。
- (3) 忌引  
保護者が作成した文書に押印されたものを提出する。

##### 3) 成績評価

実習の成績評価は、実習中の提出物、実習後のまとめのレポート等を評価して、総合的に判断して単位を付与する。評価方法については、学則および「成績評価と質の保証」のための基本フレーム、履修規程に基づき評価する。実習科目の達成度評価は100点満点とし、S、A、B、C、D、Eの6段階で行い、科目合格は60点以上とする。評価基準はS=90~100点（秀）、A=80~89点（優）、B=70~79点（良）、C=60~69点（可）、D=45~59点（不可）、E=0~44点（不可）とする。D評価以下は原則として、次年度以降の再履修の対象とする。

#### VI. 臨地実習で遵守すべき法令、指針（ガイドライン）および実習誓約書について

##### 1. 臨地実習における法令および指針（ガイドライン）の遵守

看護師等の資格を有しない学生の看護行為は、その目的・手段・社会通念から見て相当であり、看護師等がおこなう看護行為と同程度の安全性が確保される範囲において、保健師助産師看護師法に違法性がないと解釈される。

- 1) 学生は看護者の倫理綱領〔日本看護協会〕を理解し、実習に臨む責任がある。
- 2) 学生は実習前に学習面・技術面に関して、十分な準備をする責任がある。
- 3) 学生は個人情報の保護に関する法律ならびに看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針〔日本看護協会〕に則り、行動する責任がある（IX. 個人情報保護についての項参照）。

##### 2. 実習に関する誓約書について

学生は「実習に関する誓約書（様式看-1）」に署名した上で、実習における以下の事項を遵守、あるいは承諾して実習に臨まなければならない。

- 1) 実習要綱、および要項に定められた事を遵守し、誠実に実習する。
- 2) 実習に関する誓約書に署名し、その内容に違反しない。
- 3) 学生本人の故意又は重大な過失により、誓約に違反した場合は、実習を中止する場合があること、および実習評価を受けられない場合がある。

##### 3. 誓約違反をした際の対処

- 1) 違反学生の実習を中止するか否かの判断は、その科目を担当する教員が行う。
- 2) 違反学生への単位認定・評価については、その科目を担当する教員の判断とする。
- 3) 違反学生への対処については、学科で検討する。

#### 4. 実習に関する誓約書の運用

実習に関する誓約書は、毎年度初回の実習に先立って学生が署名することにより、本学学長に当該年度の実習において規定を遵守することを誓約する。

### VII. 実習上の諸注意

#### 1. 実習に臨むための学習準備

- 1) 実習前に大学で演習を行い、実習施設で必要となる看護の知識・技術・態度を習得する。
- 2) 実習前オリエンテーションを受け、臨地実習前に実習施設のイメージができるようにする。
- 3) 対象者の看護過程が展開でき、実習記録を書き、実習の学習内容をまとめることができるようにする。
- 4) 実習評価をした上で、看護技術の未経験項目、不足している知識・技術を理解し、次回の実習で実施できるようにする。
- 5) 多くの人と関わる看護職の一員として、マナー・接遇を身に付ける。

#### 2. 臨地実習における学生の基本的姿勢

##### 1) 学生として謙虚で礼節ある態度

- (1) 言葉づかいは正しく、挨拶をきちんと行う。
- (2) 不謹慎な行動、談笑をしない。
- (3) 学生同士互いに姓を呼ぶ。
- (4) 対象者との贈答は一切行わない。

##### 2) 服装、身だしなみ

- (1) 実習の服装・靴は指定されたものを着用する。
- (2) 服装、手指は常に清潔、清楚にする。頭髪は自然な色とする。
  - ① アクセサリーは用いない。
  - ② 爪は短く切り、マニキュアはしない。
  - ③ 化粧品は学生らしいものとし、まつげエクステンション・つけまつ毛、カラーコンタクトは使用しない。
- (3) 健康管理
  - ① 規則正しい生活をし、睡眠、栄養など、個人衛生に十分心がける。
  - ② 発熱など、体調不良時には早めに受診する。
  - ③ 感染性疾患が疑われる場合には必ず受診し、診断書をもらう。
  - ④ 感染性疾患に罹患した場合は、登校の許可がでるまで自宅療養とする。

##### (4) 出席

- ① 10分前行動を心がけ、時間を厳守する。
- ② 欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず教員に届け出る。

##### (5) 実習中の行動

- ① 実習時間外の実習施設への出入りは、教員をはじめ臨地実習指導者に許可を得る。
- ② 教員や臨地実習指導者の指示や承認なしに、自己判断や思いつきで行動しない。
- ③ 実習中に定められた場を離れる場合は、教員や臨地実習指導者に確認する。

##### (6) 実習施設への交通

- ① 実習施設への移動手段は原則として、公共交通機関を利用する。自家用車や自転車は使用しない。施設側から指示がある場合はそれに従う。
- ② 交通費は原則として学生負担とする。

##### (7) その他

- ① 常に北海道科学大学の学生であることを自覚して行動する。
- ② 実習時間内は禁煙とする。
- ③ 実習時間内は電話をマナーモード、もしくは電源を切った状態でロッカー内に入れ、携帯しない。
- ④ 施設の電源は、私的な理由で使用しない。

Ⅷ. 安全対策について

1. 健康管理と感染予防

実習では、抵抗力（免疫）が低下したり、感染症に罹患している対象者への援助を行うため、学生は自分自身が感染源、感染媒体とならないように感染防止対策を理解して行動する責任がある。自分自身の健康管理や必要なワクチンを接種するなどの予防対策によって、自分自身の健康を守ることが対象者の健康や安全を守ることにつながることを認識し、下記の内容を理解し行動する。

なお、本学の感染対策は『医療関係者のためのワクチンガイドライン 第2版』に準じて実施する。

1) 感染源・感染媒体者にならないための留意点

- (1) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘・B型肝炎ウイルスの抗体価およびワクチン接種歴の記録を確認し、申告する。
- (2) インフルエンザに対して、ワクチン接種や手洗い・うがいをするなど適切な予防対策をとる。
- (3) 実習前・実習中に発熱や体調不良の症状がある場合は医療機関を受診し、感染症の罹患の有無を確認する。文部科学省の学校保健安全法施行規則「学校において予防すべき感染症の解説」（表3参照）に該当する診断を受けた場合は、感染の伝播を防ぐため基準に基づいて行動する必要がある、教員に申し出る。

表3 文部科学省 学校保健安全法施行規則 「学校において予防すべき感染症の解説」

分類	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

- (4) 咳嗽や発熱の症状がある場合は、感染症の診断を受けていなくてもマスクを着用するなどの予防対策を自主的に行う。
- (5) 援助の前後に手指衛生を行う。



## 2) 感染症に罹患しないための留意点

- (1) 標準予防策（スタンダードプリコーション）に基づき、必要に応じて手指衛生・個人防護具の着用を行う。
- (2) 実習中に他者の血液・体液・分泌物・排泄物によって、自分自身の粘膜や傷のある皮膚を汚染した場合は流水で洗浄し、速やかに教員に申し出る。
- (3) 実習中、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘・結核の感染症に罹患している対象者と接触した可能性がある時は、速やかに教員に申し出る。
- (4) 血液などによって汚染された針や鋭利な機器によって受傷した場合、検査と予防治療を受ける必要があるため、速やかに教員に申し出る。

## 2. 実習中の事故への対応

看護は患者の尊厳や権利を尊重し、療養上の安全・安楽を保証する義務がある〔日本看護協会〕。また、看護師は看護行為において、注意義務としての結果予見義務、結果回避義務が課せられている〔厚生労働省医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会；刑法第 211 条；民法第 709 条〕。看護学生においても、看護師が行う看護行為と同程度の安全性が確保される範囲内において、実践が可能である〔厚生労働省〕と同時に、注意義務を怠った場合の刑事上の責任が課せられる可能性があるといわれている。看護学生は患者の安全を常に考え行動するよう、次の心構えが必要である〔日本看護協会〕。

- \* 対象者に関心を寄せる。
- \* 事前学習を十分に行う。
- \* 教員・臨地実習指導者の助言・助力を受ける。
- \* 医療チームの一員としての自覚をもって、常に「報告」「連絡」「相談」を心がける。
- \* 危険予知力を高める。

しかし、これらの十分な心構えを持ってしても、実習においては事故が発生することがある。事故の発生を予防するには、個々の学生の心構えに加え、どのような事故がどのような状況でなぜ起きたのかについて分析することが、次なる事故の防止に役立つ。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応をとることが、事故の影響を低減するために重要である。

### 1) 本学科の実習において扱う事故について

一般に事故とは、物を壊したり（物損事故）、人を傷つけたり（人損事故）した場合を示す。ただし、事故において犯罪の嫌疑がある場合は事件となる。さらに、自分自身や自分の物を傷つけた場合を自損事故といい、他人や他人の物を傷つけた場合を他損事故という。

また人損事故のうち、当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものを医療事故と厚生労働省は定義している。

これらの用語の規定を前提として、本学科においては、学生の実習に関連して生じた自損事故・他損事故を問わない人損事故と物損事故のうち他損事故を実習上の事故とする（図 1）。また実習上の事故の分類は、以下に示すインシデント、およびアクシデントとする〔日本看護協会〕。

- \* インシデント：思いがけない出来事（偶発事象）で、これに対して適切な処理が行われないとアクシデントになる可能性のある事象。
- \* アクシデント：インシデントに気づかなかつたり、適切な処理が行われないことによって、人損事故を引き起こした事象。過失が存在するものと、不可抗力（偶然）によるものの両方が含まれる。なお、過失とは「してはならないことをした」、または「するべきことをしなかった」ことを指す。

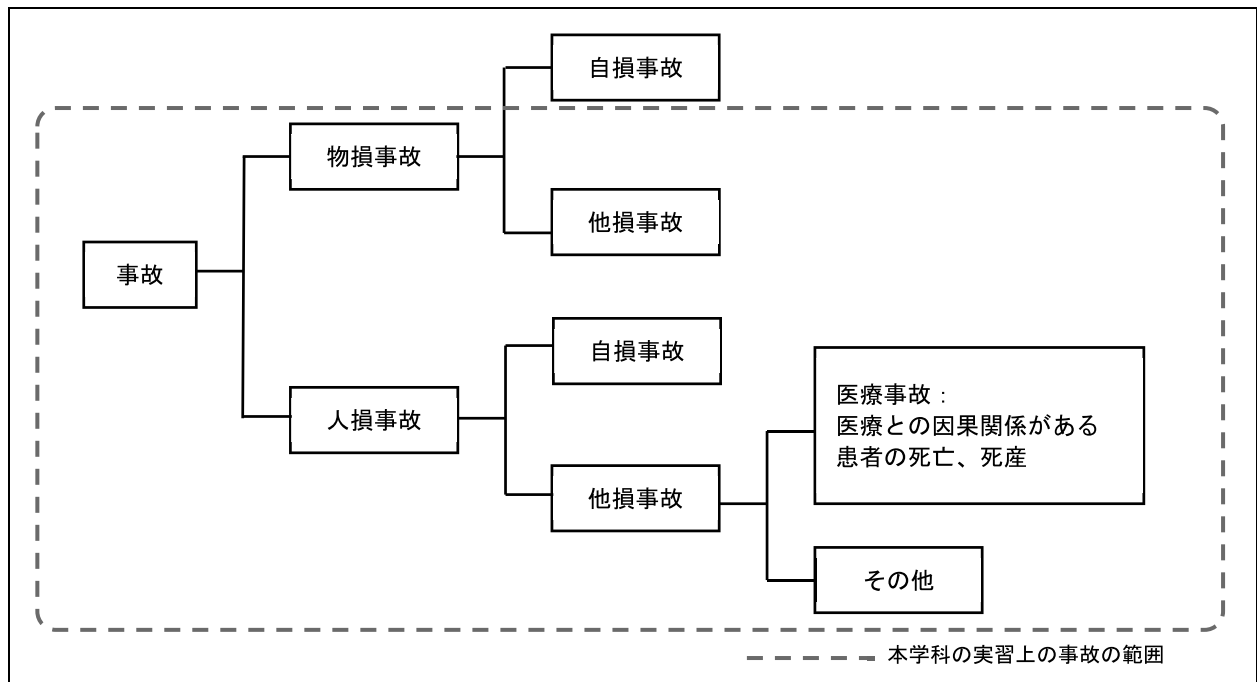


図1 本学科における実習上の事故

また、実習中に起こりうる事故には、以下に示すようなものがある。

- ① 針刺し等血液・体液暴露による感染症（HBV、HCV、HIV 感染など）
- ② 対象者との接触による感染症（流行性角結膜炎、小児伝染性疾患など）
- ③ 外傷、被爆など
- ④ 暴力被害（セクシャルハラスメントを含む）
- ⑤ 対象者の身体危害に関する事故（転倒、転落、誤薬、損傷など）
- ⑥ 学生が感染源となる事故（流行性角結膜炎、麻疹、風疹など）
- ⑦ 物品の破損、紛失（訪問先、実習施設）
- ⑧ 個人情報の漏洩

## 2) 実習上の事故に関する報告書について

実習上の事故（以下、事故）に関連した学生は、事故対応後にすみやかに「事故報告書（学生用）（様式看-2）」を作成し、提出する義務を有する。「事故報告書（学生用）」の作成にあたっては、事実を正確に記入する。

「事故報告書（学生用）」の作成および提出の目的は、事実の確認、当事者を含めた学科全体への注意喚起、安全管理のシステムの再構築に活用することである。そのため、「事故報告書（学生用）」の提出をもって、学生に対する責任追及や処罰を行うものではない。

## 3) 実習上の事故発生時の対応

インシデントおよびアクシデントが発生した場合、事故に関連した学生は（1）および図2にしたがって報告、連絡し、状況に応じて（2）から（4）の対処を行う。

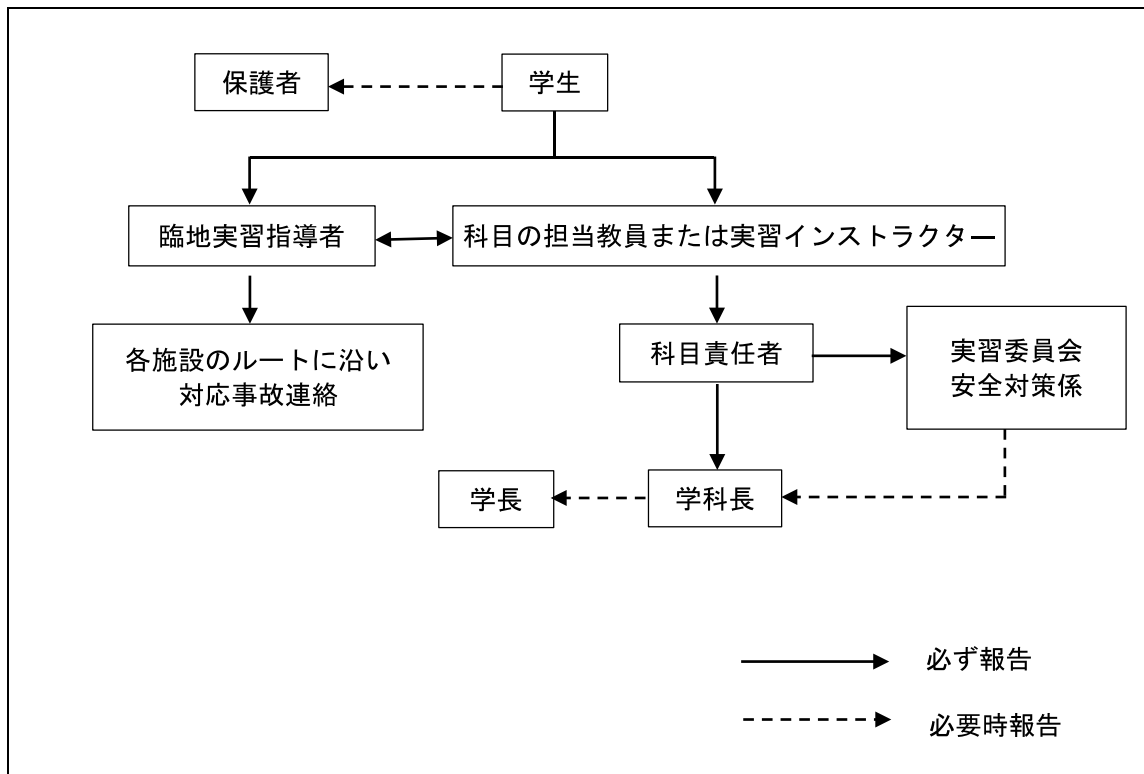


図2 事故発生時の連絡フローチャート

(1) 事故発生時の報告、連絡手続き

- ① 事故、または事故と疑わしい事象が発生した場合、当該学生は直ちに科目の担当教員または実習インストラクター、および臨地実習指導者に報告する。
- ② 連絡を受けた科目の担当教員または実習インストラクターは、直ちに事故状況を確認し、臨地実習指導者と連携して、患者または当該学生への応急処置を行う。科目の担当教員および実習インストラクターが不在の場合は、臨地実習指導者、または実習施設責任者の指示に従う。
- ③ 連絡を受けた科目の担当教員または実習インストラクターは、科目責任者に連絡する。
- ④ 科目責任者、科目の担当教員または実習インストラクターは、臨地実習指導者と対応策を検討し、当該学生とともに実施する。なお、対象者および家族に対して誠意を持って対応する。
- ⑤ 科目責任者、科目の担当教員または実習インストラクターは、当該学生に対し必要な指導・援助を行う。
- ⑥ 当該学生は、事故対応後すみやかに所定の実習における「事故報告書（学生用）」を作成し、科目責任者に提出する。また、保険適用が考えられる場合は、科目の担当教員より教務課に報告する。
- ⑦ 科目責任者は学科長と、実習委員会安全対策係に報告する。
- ⑧ 科目の担当教員は、当該学生と面談後、「事故対応報告書（教員用）（様式看-3）」を作成し、科目責任者に提出する。
- ⑨ 科目責任者は、事故報告書（学生用）および「事故対応報告書（教員用）」を学科長の承認を経て、実習委員会安全対策係に提出する。

(2) 針刺し、切創および皮膚・粘膜暴露時の対処

針刺し等の事故の対処は、原則として各実習施設で定めている事故対策マニュアルに準じて対策を講じる。本学の実習では、学生は、注射、採血などの針刺し切創および皮膚・粘膜暴露に繋がる行為には携わらないことが原則である。偶発的な針刺し事故等に対する本学で定める事項は、以下のとおりである。

- ① 当該学生は受傷後直ちに科目の担当教員または実習インストラクター、および臨地実習指導者に受傷を報告する。
- ② 当該学生は直ちに刺入部を大量の流水で洗浄し血液を十分に搾り出す。

- ③ 科目の担当教員または実習インストラクターは、臨床実習指導者および担当部署の責任者とともに、直ちに必要な処置（服薬、採血、受診）について検討し、当該学生を誘導する。
  - ④ 科目の担当教員または実習インストラクターは当該学生への迅速対応を終えた後、科目責任者に報告する。
  - ⑤ 科目責任者、科目の担当教員または実習インストラクターは、当該学生に対し必要な指導・援助を行う。
  - ⑥ 当該学生は、事故対応後すみやかに所定の実習における「事故報告書（学生用）」を作成し、科目責任者に提出する。また、保険適用が考えられる場合は、科目の担当教員より教務課に報告する。
  - ⑦ 科目責任者は学科長と、実習委員会安全対策係に報告する。
  - ⑧ 科目の担当教員は、当該学生と面談後、「事故対応報告書（教員用）」を作成し、科目責任者に提出する。
  - ⑨ 科目責任者は、「事故報告書（学生用）」および「事故対応報告書（教員用）」を学科長の承認を経て、実習委員会安全対策係に提出する。
- (3) 実習中の交通事故や傷害事故、災害発生時の対処
- ① 実習施設への途上で交通事故や傷害事故、災害、およびその他の被害などが発生した場合は、すみやかに科目の担当教員または実習インストラクターなど、各科目で定められた連絡先に連絡を入れる。
  - ② 怪我、傷害の処置が終了した後に、診断書などを添えて科目の担当教員または実習インストラクターに提出する。
  - ③ 実習施設内で災害に直面した際は、原則として学生は、実習施設責任者または臨地実習指導者の指示に従って避難する。避難誘導は行わない。
  - ④ 実習中施設外への訪問先などで災害に直面し、科目の担当教員または実習インストラクターと連絡がとれない場合は、同行している施設の担当者の指示に従って行動する。
- (4) 暴力・セクシャルハラスメントを受けた時の対応
- ① 実習中に対象者およびその他から身体的暴力、言葉による暴力、セクシャルハラスメントを受けた場合は、学生が専門家として対象と関わっていることを毅然とした態度で明確に述べる。
  - ② 当該学生は科目の担当教員または実習インストラクター、臨地実習指導者に報告する。
  - ③ 対象者から暴力やセクシャルハラスメントの危険を感じた場合は、対象者と2人だけになることを避け、科目の担当教員または実習インストラクター、臨地実習指導者の指示に従う。

### 3. 実習中に発生した事故に関する保険

#### 1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

合理的な交通経路および方法による実習先への移動中、および臨地における偶然な事故による学生の身体への傷害に対応する。

#### 2) 日本看護学校協議会共済会「WILL」

実習中の学生の身体への傷害のほか、臨地実習中の感染事故、第三者に対する賠償責任に対応する。

## IX. 個人情報保護について

### 1. 学生の個人情報の保護

1) 以下に示すような実習指導に必要な学生の情報は、必要に応じて紙面または口頭で実習施設に提供する場合がある。

- (1) 学生氏名・学生番号・性別・年齢
- (2) 社会経験
- (3) 学習状況
- (4) 居住地
- (5) 顔写真
- (6) その他

- 2) 情報提供に用いた学生の資料は、実習終了後、担当教員が責任を持って処分する。
- 3) 実習施設は、大学との協定書により、学生の個人情報を保護する責任を持つ。

## 2. 個人情報保護に関する学生の姿勢

### 1) 実習中に得た情報の守秘義務の遵守

- (1) 対象者についての個人・診療情報などすべての情報の守秘義務を遵守する（保健師助産師看護師法、個人情報保護法、看護師の倫理綱領で規定）。  
\* 「実習記録の取扱い」の項を参照
- (2) 実習施設の職員・組織の情報について、守秘義務を遵守する。
- (3) 実習に関する情報交換は、許可された場所以外では行わない。

### 2) 実習記録の取扱い

- (1) 個人を特定する情報（住所、氏名、生年月日、病院・病棟名、家族歴や遺伝情報など）は、実習記録用紙、メモ類、カンファレンス資料などに記載しない。
- (2) 実習施設が使用しているカルテなどの記録用紙等は、複写したり、施設外に持ち出したりしない。
- (3) 実習記録類の複写は原則として行わない。ただし、臨地実習指導者から複写の許可を得た場合は実習施設内で行い（コンビニエンスストア等では行わない）、複写物は原本と同様に取り扱う。また、iPad 内に実習記録は残さず、写真撮影も行わない。
- (4) 実習記録は原則、実習施設内・大学内・自宅で作成し、それ以外の場では作成と閲覧は行わない。
- (5) 実習記録を作成する際にパーソナルコンピュータ（以下、PC）を用いた場合は、実習終了後に、電子媒体（PC 本体のハードディスク・外付けハードディスク・USB メモリなど）から情報を削除する。複数の人と電子媒体を共有している場合、もしくはインターネット接続をしている場合にはセキュリティ保護を確実に行う。
- (6) SNS（Social Networking Service ; twitter、LINE、Facebook、mixi など）は書き込んだ情報が思わぬ形で拡散することがある。そのため、以下の内容を厳守する。
  - ① 実習に関する出来事や気持ちをつぶやいたり、写真などの公開はしない。
  - ② 友人間の個人メールでも実習に関する情報交換はしない。
  - ③ 対象者から写真撮影に入ることを依頼された場合は断る。

### 3) 実習記録の保管・管理について

- (1) 学生氏名を記入するなど、自身の実習記録であることを明らかにしておく。
- (2) 実習記録類が散逸しないようにファイルに綴じ、第三者の目に触れないようにする。
- (3) 実習記録類が入ったかばん等の置き忘れ、紛失や盗難に注意する。
- (4) 実習記録およびレポートの提出は、担当教員が指定した方法で行う。
- (5) 実習終了後の実習記録は本学科の指定する収納用ファイルに一括し、実習記録保管専用ロッカーに保管する。
- (6) 全ての実習記録は、担当教員が指定した方法で回収する。

### 4) 実習記録の紛失時の対応

実習記録類を紛失した場合は直ちに教員に報告し、指示を受ける。

## 3. 対象者の同意等

- 1) 実習施設または大学の「臨地実習説明書（様式看－4）」を用いて、看護の対象者または代理人の同意を確認してから実習を実施する。ただし、大学では臨地実習説明書および「臨地実習同意書（様式看－5）」を保管しない。
- 2) 対象者が途中で辞退を申し出た場合は、その意思が尊重される。

附則

1. この要綱は平成 26 年 4 月より施行する。
2. 平成 27 年 6 月 23 日一部改正した。
3. 平成 27 年 12 月 1 日一部改正した。
4. 平成 28 年 2 月 9 日一部改正した。
5. 平成 29 年 1 月 16 日一部改正した。



## 実 習 に 関 す る 誓 約 書

北海道科学大学 学長 様

私は、北海道科学大学保健医療学部看護学科の実習に際して、実習要綱および実習要項に定められた内容を遵守し、誠実に実習することを誓います。

なお、私の故意又は重大な過失により、この誓約に違反した場合は、平成 29 年度臨地実習要綱 11 頁に定められた対処に従うことを承諾いたします。

1. 実習上の諸注意として、次の事項を遵守いたします(平成 29 年度臨地実習要綱 12 頁-13 頁)。
  - (1) 臨地実習における法令および指針を遵守すること。
  - (2) 臨地実習に臨むため学習準備を十分に行うこと。
  - (3) 臨地実習においては学生の基本的姿勢を遵守すること。
2. 安全対策として、次の事項を遵守いたします(平成 29 年度臨地実習要綱 13 頁-17 頁)。
  - (1) 健康管理を行い、感染予防に努めること。
  - (2) 事故発生時は、適切に対応すること。
  - (3) 暴力・セクシャルハラスメントを受けた場合は、適切に対応すること。
  - (4) 学生が加入する保険について理解すること。
3. 個人情報の保護について、次の事項を遵守いたします(平成 29 年度臨地実習要綱 17 頁-18 頁)。
  - (1) 学生の個人情報は、必要に応じて実習施設に提供する場合があること。
  - (2) 実習中に知り得た情報は、守秘義務を遵守すること。
  - (3) 実習記録の取り扱い、保管・管理、および紛失時の対応を適切に行うこと。

平成 年 月 日

札幌市手稲区前田7条 15 丁目 4-1  
北海道科学大学保健医療学部看護学科

学生番号

学生氏名



学 長	学科長	科 目 責任者	実習施設 責任者	担当教員

## 事故報告書（学生用）

事故報告書 記載者	学生 番号		学年	実習 領域	
	氏名				
事故発生日時	年 月 日 曜日 時 分				
事故の報告先および 報告日時	<input type="checkbox"/> 臨地実習指導者または病棟スタッフ		年 月 日 曜日 時 分		
	<input type="checkbox"/> 担当教員および実習インストラクター (氏名： )		年 月 日 曜日 時 分		
事故発生場所	<input type="checkbox"/> 病室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> レントゲン室 <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 検査室 <input type="checkbox"/> リハビリ室 <input type="checkbox"/> ナースステーション <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
インシデント および アクシデントの内容 (複数選択可)	診療の補助	<input type="checkbox"/> 検査に関する事故(患者間違い・検体取り違い・検体紛失・検体未採取) <input type="checkbox"/> カテーテル・ドレーン・チューブに関する事故 <input type="checkbox"/> 誤薬(患者・薬剤・投与方法・未投与・投与時間・投与量) <input type="checkbox"/> 治療上の安静度に関する事故 <input type="checkbox"/> 輸液管理に関する事故 <input type="checkbox"/> その他( )			
	療養上の世話	<input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 外傷・熱傷 <input type="checkbox"/> 誤飲・誤嚥 <input type="checkbox"/> その他( )			
	学生に関する 内容	<input type="checkbox"/> 実習中の交通事故 <input type="checkbox"/> 針刺し <input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> ハラスメント <input type="checkbox"/> その他( )			
	上記以外の事故	<input type="checkbox"/> 個人情報漏洩 <input type="checkbox"/> 破損・紛失 <input type="checkbox"/> その他( )			
どのような状況の時に、何が起きた、または起きかけたのですか					
事故が発生した原因について具体的に記述してください					
未然に防止することができたと思いますか、どうすれば防止できましたか					
この体験で得られた自分の課題は何ですか					

学 長	学科長	科 目 責任者

## 事故対応報告書(教員用)

事故報告書 記載者		事故報告対象 学生氏名		実習領域		
事故が発生した 実習施設				保険の適用	あり・なし	
科目責任者への 報告日時および報告者	年	月	日	曜日	時 分	報告者( )
学科長への 報告日時および報告者	年	月	日	曜日	時 分	報告者( )
患者への 影響度	イン シ デ ン ト	<input type="checkbox"/> レベル0	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった			
		<input type="checkbox"/> レベル1	誤った行為を患者に実施したが、患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)			
		<input type="checkbox"/> レベル2	処置や検査は行わなかった(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要は生じた)			
		<input type="checkbox"/> レベル3a	簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚縫合、鎮痛剤投与など)			
	ア ク シ デ ン ト	<input type="checkbox"/> レベル3b	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)			
		<input type="checkbox"/> レベル4a	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴わない			
		<input type="checkbox"/> レベル4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う			
		<input type="checkbox"/> レベル5	死亡(原疾患の自然経過によるものを除く)			
事故発生直後の対応(誰が・誰に・何をしたか)						
患者、家族および 実習施設への対応	患 者	<input type="checkbox"/> 説明した	<input type="checkbox"/> 謝罪した	<input type="checkbox"/> 施設に対応を委ねた		
	家 族	<input type="checkbox"/> 説明した	<input type="checkbox"/> 謝罪した	<input type="checkbox"/> 施設に対応を委ねた		
	実習施設	<input type="checkbox"/> 今後の対応を検討した		<input type="checkbox"/> 謝罪した		
学生への対応	学 生	<input type="checkbox"/> 面接した	<input type="checkbox"/> 別室に保護した	<input type="checkbox"/> その他( )		
	面接日時	年 月 日 曜日 時 分				
	面接場所	<input type="checkbox"/> 実習施設	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> その他( )		
	面接参加者	<input type="checkbox"/> 担当教員	<input type="checkbox"/> 実習インストラクター	<input type="checkbox"/> 臨地実習指導者		
<input type="checkbox"/> その他( )						
面接の内容と 学生の反応						
防止のための要因	<input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 知識・判断 <input type="checkbox"/> 情報・観察 <input type="checkbox"/> 技術 <input type="checkbox"/> その他( )					
今後の防止策として考えられること						

## 北海道科学大学保健医療学部看護学科 臨地実習説明書

様

本学学生の臨地実習にあたり、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日の\_\_\_\_日間、日常生活の援助および診療の補助等の看護援助をさせていただきたく存じます。

日常生活の援助および診療の補助等の看護援助とは臨地実習指導者や担当教員とともに以下のことを実施させていただきます。

- ・健康状態や生活のお話を伺うこと
- ・健康状態を理解するために、体温、脈拍、血圧などを測らせていただくこと
- ・検査や治療を受ける場合の説明、不快や苦痛を最小限にするための看護
- ・入院中の生活を整えることの看護（食事・清潔・移動の介助など）
- ・退院後、健康な生活を維持していくためのご相談、等

なお、学生の臨地実習は以下の基本的な考え方で臨むこととしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ①学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先し、事前に看護師や教員の指導と助言を十分に受けてから臨みます。
- ②学生が看護援助を行う場合は、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、同意をいただいてから行います。
- ③学生の受け持ちに同意された後であっても、学生が行う看護援助を断ることができます。またお断りしたことを理由に、その後の入院生活において不利益を被ることはありません。
- ④実習中、学生は診療録・看護記録の閲覧、一部転記等をいたします。これらの情報は実習終了後にレポートにまとめ、発表する場合がありますが学習以外に使用することは一切ありません。すべての情報は、個人情報保護法の原則に従って、個人が特定できないように配慮いたします。
- ⑤学生の実習に関して、ご意見やご不明な点があれば、いつでも教員や看護師に直接尋ねていただくことができます。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

説明者

実習施設名 \_\_\_\_\_

実習指導者氏名 \_\_\_\_\_

北海道科学大学保健医療学部看護学科

担当教員氏名 \_\_\_\_\_

## 北海道科学大学保健医療学部看護学科 臨地実習同意書

北海道科学大学保健医療学部看護学科\_\_\_\_\_年生が、(施設名・病棟名) \_\_\_\_\_  
における臨地実習において、私の受け持ちとなり看護援助を行うことについて説明を受け、納得した  
ので同意します。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

患者氏名 (自署) \_\_\_\_\_様

代理人 (自署) \_\_\_\_\_様

北海道科学大学保健医療学部看護学科

担当教員氏名 \_\_\_\_\_

<出典>

厚生労働省：看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書，2003.

厚生労働省医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会：保健師助産師看護師行政処分の考え方，2005.

厚生労働省：地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行（医療事故調査制度）について，2015.

日本環境感染学会：医療関係者のためのワクチンガイドライン 第2版，2014.

日本看護協会：看護管理者のためのリスクマネジメントガイドライン，2002.

日本看護協会：看護者の倫理綱領，2003.

日本看護協会：看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針，2005.

日本看護協会：医療安全推進のための標準テキスト，2013.

文部科学省：学校において予防すべき感染症の解説，2013.

---

**平成 29 年度 北海道科学大学保健医療学部  
看護学科臨地実習要綱**

北海道科学大学保健医療学部看護学科  
〒006-8585 札幌市手稲区前田 7 条 15 丁目 4-1  
Tel 011-681-2161 (代表)

---